

船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 総トン数計算書謄抄本交付等申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第16条ノ2第1項
- ③ 手続対象者 : 総トン数計算書の謄抄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- ④ 提出時期 : 随時
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : (謄本又は抄本の交付) 1通につき2,100円
(閲覧) 1船舶1回につき450円
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 総トン数計算書謄抄本交付等申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

総トン数計算書謄抄本交付等申請書				
1 申請 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①総トン数計算書謄本交付 (現存謄本(現在有効な測度 結果)) <input type="checkbox"/> ②総トン数計算書閲覧 <input type="checkbox"/> ③総トン数計算書謄本交付 (過去の測度結果1回分) <input type="checkbox"/> ④総トン数計算書抄本交付	3 ①③④の場合の通数 4 ③④の場合測度の区 分・回数 5 ④の場合 抄写する 事項	通 新規測度・ 改測(回目)	
	2 申 請 す る 船 舶	番 号 船 名 船 籍 港 所有者の氏名又は 名称及び住所		
	年 月 日 住所 申請者 氏名又は名称 管海官庁の長あて			
手数料 納付欄	手数料 金 円 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">収入印紙貼付欄</div>			

(日本産業規格A列4番)

- 備考
- 1 申請の区分は、当該欄の①から④のうちから選択して下さい。
 - 2 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。
 - 3 申請の区分のうち①③④の総トン数計算書謄抄本交付を選択する場合には、その通数を記入して下さい。
 - 4 申請の区分のうち③④の総トン数計算書謄本交付(過去の測度結果1回分)又は総トン数計算書抄本交付を選択する場合には、過去の新規測度又は改測のうちから、新規測度又は改測を選択し、改測を選択したときは、その回数を記入して下さい。
 - 5 申請の区分のうち④の総トン数計算書抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択して下さい。
 - 6 総トン数計算書謄抄本交付等の申請先は、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局(運輸監理部含む。)、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所です。
 - 7 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。